

所有資産の確認について

固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」といいます）に、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます）を所有している人に課税されます。

課税されている固定資産の内容を確認する方法は、下の表のとおりです。

確認方法	固定資産税 (土地・家屋) 課税明細書※1	自己資産の閲覧	固定資産課税 台帳(名寄帳)の 閲覧・交付※3
確認(申請)時期	4月中旬頃 ※1度限り	4月最初の開庁日 ～第1期納期限日※2	随時
確認(申請)場所	納税通知書に 同封しています。	<ul style="list-style-type: none"> 本庁 税務収納課 (11番窓口) 支所 市民窓口課 (若宮コミュニティセンター内) 	<ul style="list-style-type: none"> 本庁 証明書発行窓口 (1番窓口) 支所 市民窓口課 (若宮コミュニティセンター内)
手数料	無料	無料	300円
確認(申請) できる人	<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者 相続人代表者 納税管理人 	<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者 (または、納税義務者と同居されている人) 相続人 納税管理人 代理人(委任状が必要) 賦課期日後の新所有者 (売買契約書などの確認書類が必要) 借地人、借家人など (貸借契約書などの確認書類が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> 納税義務者 (または、納税義務者と同居されている人) 相続人 納税管理人 代理人(委任状が必要) 賦課期日後の新所有者 (売買契約書などの確認書類が必要) 借地人、借家人など (貸借契約書などの確認書類が必要)
備考		<ul style="list-style-type: none"> 親族であっても同居されていない場合、委任状が必要です。 会社名義の資産については、社印を押印した委任状が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> 親族であっても同居されていない場合、委任状が必要です。 会社名義の資産については、社印を押印した委任状が必要です。

※1 固定資産税（土地・家屋）課税明細書は、再発行できません。4月中旬に送付します納税通知書とともに、大切に保管ください。

※2 第1期納期限日は原則4月30日ですが、閉庁日の場合は、次の開庁日となります。

※3 閲覧・交付は過去5年度分のみとなります。

固定資産課税台帳（名寄帳）は、郵便請求することができます。その際は、納税義務者と確認できるもの（代理人の場合は委任状）、返信用封筒、手数料相当額の郵便小為替、申請用紙（任意の様式でも結構です。）を同封の上、郵送ください。